

中央清掃事務所からのお知らせ

10月1日から事業系有料ごみ処理券料金が変わります

東京23区では事業系ごみの減量やリサイクルを推進し、受益者負担の適正化を図るため、事業系一般廃棄物処理手数料を改定します。



これにより事業系有料ごみ処理券の価格も改定となります。

新しい事業系有料ごみ処理券の販売

10月1日から、区内の主なコンビニエンスストアや小売店(ごみ処理券取扱所ステッカーのあるお店)で販売します。

現行の事業系有料ごみ処理券の使用期限

9月30日まで(使いきれなかった場合は10月31日まで使用可)

◎改定後の価格などは、[区HP](#)をご覧ください。

☎中央清掃事務所管理係 ☎(3562)1522

集団回収のご案内

集団回収とは、家庭から出る資源(新聞・缶など)を持ち寄り、区の収集ではなく、資源回収業者へ直接引き渡すリサイクル活動です。

利点

- ・回収品目・日時・場所などを設定し、活動できます。
- ・地域の方々が一体となって取り組むことで、コミュニティの醸成につながります。
- ・助成金(回収量1kgにつき7円・半期ごとに12,000円)を活用することができます。

開始までの流れ

- ①町会・自治会、婦人会、PTA

または10世帯以上の区民の方で団体をつくる。

- ②回収品目など活動内容を、区に相談する。
- ③回収品目・日時などを決め、資源回収業者と契約する。
- ④区に団体登録を申請する。
- ⑤区から登録証の発行を受けて、活動開始。

☎中央清掃事務所清掃事業係

☎(3562)1523



凡例
※費用の記載がないものは無料
☎問い合わせ(申込)先 HP ホームページ
✉ Eメールアドレス

事業所から出るごみと資源の出し方

事業活動に伴い排出されるごみ・資源は、事業者自らの責任において自己処理することが原則です。許可を受けた業者に依頼するなど、適切な処理を行ってください。

ただし1回に出す量が50kg未満で、区の定めた曜日・時間・ルールに従って出せる場合は、区の収集を利用できます。その際は、必ず中央区の「事業系有料ごみ処理券(シール)」を貼って出してください。

燃やすごみ・燃やさないごみの出し方

袋の大きさと同じ容量のシールを貼って出してください。

容器で出す場合は、シールは直接容器に貼らず、ごみの上に新聞紙などを乗せて、中のごみに応じたシールを貼って出してください。

資源・プラスチック製容器包装(プラマーク)の出し方

事業所から出る資源・プラマークの回収は有料です。

びん、缶、ペットボトル、プラマーク、スプレー缶、カセットコンロ用ボンベ

それぞれを別々に中身の見える袋(透明・半透明)に入れ、袋の大きさに応じたシールを貼って、指定された曜日に出してください。

◎家庭用の資源回収コンテナの中には、入れないでください。

新聞・雑誌・段ボール

新聞・雑誌は、高さ10cmにつき10ℓシールを1枚貼って出してください。段ボールは、2枚につき10ℓシールを1枚貼って出してください。

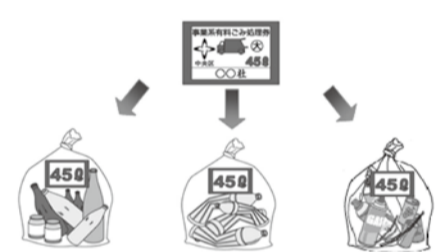
粗大ごみについて

事業所から排出される粗大ごみは、区では収集できません。許可を受けた処理業者へ依頼してください。

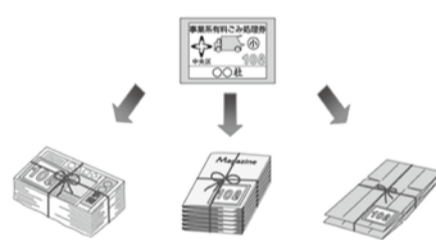
☎中央清掃事務所作業係

☎(3562)1521

びん・缶など、ペットボトル・プラマーク、スプレー缶、カセットコンロ用ボンベの出し方



新聞・雑誌・段ボールの出し方



消防団員募集

わがまちを わが手で守る 消防団

消防団の活動

消防団員は非常勤の地方公務員で、普段は仕事や学業などを営みながら、災害が起こった際には、地域防災の要として活動します。

地域と連携した活動

火災予防運動や防災週間、イベントなどの機会を捉え、火災予防の呼び掛けや警戒活動を行っています。

地域の防災行動力を高める活動

地域の方に、出火防止、初期消火、応急救護などを指導しています。

災害活動

災害発生時には、消防署と一体となって、迅速に消火活動などを行い、まちと住民を守ります。

普段からの教育・訓練

消火訓練や救助、救護訓練を行い、消防団の災害活動力を高めています。

入団資格

区内在住・在勤・在学で18歳以上の健康な方

入団後の待遇

報酬などの支給や公務災害補償、制服の支給、表彰制度があります。

特別区学生消防団活動認証制度

特別区の消防団員として社会貢献に努めた学生を評価し、就職活動を支援する制度です。

消防団協力事業所表示制度

勤務時間中の消防団活動への配慮や従業員の入団促進など、事業所の消防団への協力が社会貢献として認められる制度です。

☎京橋消防団本部(京橋消防署内)

☎(3564)0119

☎日本橋消防団本部(日本橋消防署内)

☎(3666)0119

☎臨港消防団本部(臨港消防署内)

☎(3534)0119



建築物の耐震化に関する助成

昭和56年5月31日以前に着工された建築物に対して、以下の耐震化支援を行っています。

簡易耐震診断(無料)

対象建築物

木造建築物
区職員による簡易な耐震診断を受けられます。

耐震補強等助成

戸建住宅および共同住宅に対する助成

耐震診断、補強設計および耐震補強工事などの費用の一部助成を受けられます。

住宅以外の建築物に対する助成

耐震診断費用の一部助成を受けられます。

特定緊急輸送道路沿道建築物に対する助成

補強設計、補強工事および

除却などの費用の一部助成を受けられます。

◎助成を受けるには、事業に着手する前に交付申請が必要です。

住宅耐震併行工事助成

対象建築物

戸建住宅
耐震補強工事と同時に行う改修工事に対して、費用の一部助成を受けられます。

◎利用条件があります。

耐震化アドバイザー派遣

耐震の専門家を無料で派遣します。耐震化に関する疑問や相談にお答えします。

☎建築課耐震化推進係

☎(3546)5459

